第2期宮城県教育振興基本計画(中間案)について

1 策定の趣旨

平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」を策定後,人口減少と少子高齢化の急速な進行,東日本大震災の発生により,子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化していることに加え,地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され,教育委員会制度の改革が行われたことなどから,改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要がある。

このため、「宮城県教育振興基本計画」の後継計画として、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定するもの。

2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるもの。

3 計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間

なお,計画推進のために実施する具体的な施策及び事業については,別途アクションプランを策定。

4 主な経過と今後の予定

【これまでの経過】

平成27年 11月 宮城県教育振興基本計画策定本部設置(本部長:知事)

第1回宮城県教育振興審議会

宮城県教育振興審議会に諮問

平成28年 2月 第2回宮城県教育振興審議会

5月 第3回宮城県教育振興審議会【素案】

6月 意見交換会の開催(県内7箇所)

8~9月 県教委・市町村教委教育懇話会の開催(県内3箇所)

第4回宮城県教育振興審議会【中間案】

10月 文教警察委員会報告【中間案】

中間案パブリックコメントの実施(~11月)

【今後の予定】

11月 第5回宮城県教育振興審議会【中間案】

平成29年 1月 第6回宮城県教育振興審議会【答申案】

宮城県教育振興審議会から答申(予定)

2月 宮城県教育振興基本計画策定本部で計画(案)決定

県議会へ議案提出